

2 月 2 0 日 (第 1 日)

2月20日（火）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	沖也寸志
11番	沖元大洋	12番	上松英邦
13番	吉野伸康	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	酒永光志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	高橋龍二	土木建築部長	西川貴則
教育部長	山井法男	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸
事務局専門員	流田洋充

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第5	報告第2号 専決処分の報告について（（仮称）切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事（建築）請負契約の変更について）
日程第6	同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	議案第11号 江田島市監査委員条例等の一部を改正する条例案につ

		いて
日程第 8	議案第 1 2 号	江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 1 3 号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 1 4 号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 1 5 号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 1 6 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 1 7 号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 1 8 号	江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 1 9 号	江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 2 0 号	江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 2 1 号	江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 2 2 号	市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 9	議案第 2 3 号	江田島市漁港管理条例及び江田島市漁港区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 0	議案第 2 4 号	江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 1	議案第 2 5 号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 2	議案第 2 6 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 3	議案第 2 7 号	江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について

日程第 2 4	議案第 2 8 号	江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 5	議案第 2 9 号	江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 6	議案第 3 0 号	平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 2 7	議案第 3 1 号	第 3 次江田島市総合計画基本構想案について
日程第 2 8	議案第 3 2 号	令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 2 9	議案第 3 3 号	令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 3 0	議案第 3 4 号	令和 5 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 1	議案第 3 5 号	令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 2	議案第 3 6 号	令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 3	議案第 3 7 号	令和 5 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 4	議案第 3 8 号	令和 5 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 5	議案第 3 9 号	令和 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 6	議案第 4 0 号	令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 7	議案第 4 1 号	令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 8	市長施政方針	
日程第 3 9	議案第 1 号	令和 6 年度江田島市一般会計予算
日程第 4 0	議案第 2 号	令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 1	議案第 3 号	令和 6 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2	議案第 4 号	令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第 4 3	議案第 5 号	令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第 4 4	議案第 6 号	令和 6 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 4 5	議案第 7 号	令和 6 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第 4 6	議案第 8 号	令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第 4 7	議案第 9 号	令和 6 年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第 4 8	議案第 1 0 号	令和 6 年度江田島市下水道事業会計予算

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（酒永光志君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、令和 6 年第 1 回江田島市議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

傍聴席の皆様、早朝より傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

また、本定例会をネット配信で御視聴いただいている市民の皆様にもお礼を申し上げます。

さて、今定例会は、令和 6 年度江田島市の一般会計をはじめとする 10 会計の当初予算案を審議する重要な定例会であります。

人事案件、各種条例の一部改正、令和 5 年度一般会計、特別会計の補正予算等、多岐にわたっての議案も上程をされております。

予算・決算以外の議案の委員会付託も、その取組も始まりまして、皆様の御負担も増してくるものと思いますけれども、体調には十分留意されるとともに、議事運営について特段の御協力をお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまから、令和 6 年第 1 回江田島市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 16 名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（酒永光志君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和 6 年第 1 回江田島市議会定例会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に関し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。また、市議会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

まず、本年 1 月 1 日、元旦に発生した能登半島地震で亡くなられた方々、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私たち人間は、自然災害という無情な脅威に対して無力であり、寒空の中、家を失い、家族を亡くされた方々に思いを寄せると、本当に胸が詰まります。

本市では、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害でつらい状況に立たされたとき、真っ先に石川県から職員の派遣をしていただき、3 年もの長きにわたり、復旧復興の御支援をいただきました。さらに、災害ボランティアの方々がバスに乗り合わせて、被災地域を

訪れ、地域住民に寄り添いながら、土砂撤去などの復旧活動に汗をかいていただきました。私たちはこの御恩を決して忘れてはいけません。

お手元の市政報告書にございますとおり、本市では、先月１月２３日に広島県の第１陣として、職員２名を現地に派遣し、これまでに９名の職員が被災地の支援に当たっております。これからも、能登半島地域の方々が置かれている困難を共にし、復旧・復興に向けてできる限りの支援を継続的にしていきたいと考えております。

また、先月１３日に大柿町の陀峯山で発生した林野火災では、家屋や人的な被害は免れたものの、山林約２４２ヘクタールを焼損する大規模なものとなりました。５日間にわたり燃え続けた火の手は、本市の消防力だけでは延焼を抑えきれず、広島県や岡山県、近隣自治体である広島市や呉市、東広島市、また、自衛隊からの応援を要請する事態となりました。本市の応援要請に快く応じていただき、昼夜を問わず、消火活動に当たっていただいた関係機関の方々に深く感謝と御礼を申し上げます。

こうした自然災害や困難に直面したときに、私たちの力だけではどうにもならないと感じる瞬間がございます。私たちはこのような場面に立たされたときに、互いの力を合わせ、支え合うことで新たな力を見出すことが可能となります。これからも、関係機関との連携を図り、市民の皆様との結束力を高めることで、江田島市の安全・安心なまちづくりを一層強化していきたいと思ひます。

さて、まちの話題に目を向けてみますと、２月５日の中国新聞の記事に、本市の特産物として育てておりますオリーブ栽培が好調とあり、今年は過去最高の収穫が見込まれるとのことであります。前田中市長の時代に、オリーブ振興の種をまき、地域経済の活性化や観光振興、新たな農業の振興などを目指して施策を推進してまいりました。これまでの道のりの中で思うようにいかない、農業の難しさを感じる場面もございました。１０年余りの時を経て、市民の皆様と共に育てた江田島オリーブは、地域の特産品として知名度も上がり、地域経済にも貢献することが期待されております。これからも地域のブランド品として大切に育てていきたいと思ひます。

また、本年度から、第３次江田島市総合計画の策定作業を進めております。江田島市は美しい自然に恵まれ、温かなコミュニティーが広がっています。将来も活力に満ちた持続可能な、住む人も訪れる人もわくわくできる島を創造していくため、大きく変化するであろう社会環境を見据え、若い世代の声をしっかりと反映させた計画を創り上げていきたい、このように思っております。１０年後のまちの姿をイメージし、地域一丸となって助け合い、笑顔が絶えないすばらしい未来を共に創り上げてまいりましょう。

本定例会では、新年度、令和６年度予算の審議をお願いしております。少子高齢化、人口減少など、江田島市が抱える課題に立ち向かいつつ、市民の皆様の日々の暮らしを守るための施策を盛り込んでおります。

どうぞ皆様におかれましては、慎重なる御審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、私の市政に対する思いにつきましては、後ほど市長施政方針の中で述べさせていただきます。

さて、今議会では、新年度予算をはじめ、市民センター等設置及び管理条例の一部改

正や、国民健康保険税条例の一部改正など、市民の皆様の日々の生活に関わる重要な議案をお願いしております。何とぞ、十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

12月定例会の以後の市政の主な事柄につきましては、市政報告書のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和5年11月及び令和5年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いします。

朗読は省略します。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（酒永光志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において15番 山本一也議員、1番 宮下成美議員を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（酒永光志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの24日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（酒永光志君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定に基づ

きまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、報告第1号につきまして、御説明をいたします。

議案書2ページの専決処分書をお願いいたします。

このたびの専決処分は、江田島町中央で発生をいたしました建物損傷事故につきまして、相手方と和解をし、損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和5年12月20日午前11時頃、市福祉保健部所属の職員が、用務のため、江田島町中央の医療機関を訪問し、同医療機関の地下駐車場に公用車を駐車しようとしていたところ、同駐車場に設置されておりました配管に、公用車の後部が接触をし、当該配管を損傷させたものでございます。

2、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

（1）市は、相手方に損害賠償金9,790円を支払うものといたします。

（2）前号のほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております

1ページにお戻りください。

専決処分年月日は、令和6年1月18日でございます。

今後、このような事故を起こさないよう、安全運転管理に努めてまいります。

なお、相手方に支払う損害賠償金につきましては、本市が加入をしております全国市有物件災害共済会から支払いを受けるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

○議長（酒永光志君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（（仮称）切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事（建築）請負契約の変更について）を議題とします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第2号 専決処分の報告について（（仮称）切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定に基づ

きまして、（仮称）切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事（建築）請負契約の変更について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第２号につきまして御説明をいたします。議案書５ページに専決処分書を、６ページに参考資料を添付しております。

６ページの参考資料により、御説明をいたします。

項目１、契約の目的及び２の契約の方法につきまして、変更はございません。

３、契約金額です。

変更前が４億７，９１６万円で、令和４年１２月１４日に議決をいただいております。このたび、契約金額を４億８，９２８万２，２００円に変更するものでございます。

４、契約の相手方及び５、工期につきまして、変更はございません。

変更理由になります。

仕様、施工数量等に変更が生じたこと、また、資材費が高騰したことによるものです。変更内容の主なものは、家具工事の追加となります。

４ページをお願いいたします。

専決処分年月日は、令和６年１月２６日でございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第２号の報告を終わります。

日程第６ 同意第１号

○議長（酒永光志君） 日程第６、同意第１号 教育委員長の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第１号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

令和６年３月３１日付で任期満了となる教育委員会の委員、長坂睦子さんを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

長坂さんは、人格が高潔で、教育、学術、文化に関する高い識見を有する方でございます。

御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、事人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

日程第7 議案第11号

○議長(酒永光志君) 日程第7、議案第11号 江田島市監査委員条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第11号 江田島市監査委員条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(酒永光志君) 奥田総務部長。

○総務部長(奥田修三君) それでは、議案第11号につきまして御説明をいたします。

議案書11ページに改正条文を、12ページ、13ページに新旧対照表を添付しております。

改正条文により御説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部改正により生じた、引用条項のずれを解消するためのものです。

改正する条例は、第1条で江田島市監査委員条例を、第2条で江田島市下水道事業の設置等に関する条例を、第3条で江田島市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を、それぞれ一部改正することとしております。

改正箇所につきましては、条文中、第243条の2を第243条の2の7に、第243条の2の2を第243条の2の8に、それぞれ改めるものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(酒永光志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 12 号

○議長（酒永光志君） 日程第 8、議案第 12 号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 12 号 江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国家公務員に準じて、育児休業中の職員に対する手当の支給に係る規定を整理するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第 12 号につきまして御説明をいたします。

議案書 14 ページに提案理由を、15 ページに改正条文を、16 ページ、17 ページに参考資料として改正する条例案の新旧対照表をお示ししております。

参考資料により御説明いたしますので、16 ページをお願いします。

新旧対照表の右の欄には現行のものを、左の欄には改正案として、改正部分を抜粋しており、下線部について条例の一部を改正するものです。

第 7 条において、育児休業中の職員の期末手当及び勤勉手当の支給について定め、こ

れまで会計年度任用職員を除いていたところ、非常勤の国家公務員の取扱いと同様に、勤務した期間分の期末勤勉手当を支給できるように改正するとともに、法律番号や定義などの規定の整理を行うものです。

15 ページをお願いします。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

説明につきましては以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

○議長（酒永光志君） 日程第9、議案第13号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第13号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江南交流プラザ、切串交流プラザ及び津久茂交流プラザを設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、議案第13号について御説明いたします。

先ほどありましたとおり、このたびの改正は3点ございます。

まず、江南ふれあいセンターを廃止し、同施設を江南交流プラザとして設置すること。切串交流プラザを設置し、同じ建物に認定こども園きりくしを移転すること。そして、津久茂児童館を廃止し、同じ施設を津久茂交流プラザとして設置すること。この3点に伴い関連条例の一部改正や廃止を行うものでございます。

議案書19ページから21ページに改正条文を、22ページから24ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

まず、22ページからの新旧対照表のほうで御説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。

下線部について改正を行います。

まず、第3条の改正といたしまして、施設名の名称と位置の表に、江南交流プラザ、切串交流プラザ、津久茂交流プラザを追加いたします。

次に、第6条、使用料の関係の別表といたしまして、江南交流プラザと切串交流プラザ、そして、次のページになりますが、津久茂交流プラザを追加いたします。

また、今回の条例改正に伴い、関連する条例について、附則による改正を行います。

まず、附則第3項による改正です。

江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部改正となります。

江田島市切串出張所が、新設する切串交流プラザと同一の建物内へ移転することに伴い、位置を変更いたします。

次に、附則第4項による改正です。

切串交流プラザの設置に伴い、江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正し、切串公民館に関する規定を削除いたします。

24ページをお願いいたします。

附則第5項による改正です。

津久茂交流プラザの設置に伴い、江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正し、津久茂児童館に関する規定を削除いたします。

次に、附則第6項による改正です。

江田島市認定こども園条例の一部改正となります。

認定こども園きりくしが、新設する切串交流プラザと同一の建物内へ移転することに伴い、位置を変更いたします。

議案書の20ページにお戻りください。

議案書の20ページ、こちらに附則がございますけど、附則の第2項を御覧ください。

第2項、江南ふれあいセンターを江南交流プラザとして設置することに伴い、江田島市江南ふれあいセンター設置及び管理条例を廃止いたします。

その上、附則の第1項を御覧ください。

本改正条例案の施行期日は、令和6年4月1日としております。

今回の条例改正は、地元との協議を経て実施した公共施設の再編整備に伴い、関連施設の設置及び廃止等を行うものでございます。

以上で、議案第１３号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

日程第１０ 議案第１４号

○議長（酒永光志君） 日程第１０、議案第１４号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第１４号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

戸籍法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第１４号について説明いたします。

議案書２６ページから２８ページに改正条文、２９ページから３２ページに新旧対照表、３３ページに参考資料として説明資料を添付しております。

３３ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

１、趣旨について。

戸籍法の一部が改正され、戸籍謄本等の広域交付など、新たな事務が創設されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるため、江田島市手数料条例の一部を改正するものです。

２、改正により新たに創設された事務及びその内容並びに条例で定める手数料の額について。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、法改正により、新たに創設された事務に係る標準となる手数料の額が定められたため、同例と同様に、それぞれ次の表のとおり、手数料の額を定めます。

新たに創設された事務、内容、手数料の額をそれぞれ下表に取りまとめております。

また、次に掲げる場合にあっては、手数料を徴収しません。

アとして、戸籍謄本等の請求者が、戸籍謄本等と同一の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を同時に請求する場合、イといたしまして、マイナポータルを通じて請求する場合。

３、施行期日について。

施行期日は令和6年3月1日とします。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号

○議長（酒永光志君） 日程第11、議案第15号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第15号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県に納付する事業費納付金の確定に伴う国民健康保険税の税率改正等を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） それでは、議案第15号について説明します。

議案書 35 ページから 37 ページに改正条文、38 ページから 45 ページに新旧対照表、46 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

46 ページの参考資料により、改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

広島県に納付する事業費納付金の確定に伴う国民健康保険税の税率改正等を行うため、所要の規定の整備をするものです。

2、改正の内容について。

(1) 資産割を廃止します。

(2) 所得割の税率並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の税額をそれぞれ引き上げる。

次の表に、それぞれ改正案、現行、改正する条について取りまとめております。

3、施行期日について。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日とします。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 12 議案第 16 号

○議長（酒永光志君） 日程第 12、議案第 16 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 16 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

こどもに対する医療費支給制度の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 16 号につきまして御説明をいたします。

議案書 48 ページに改正条文を、49 ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、49 ページをお願いいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきまし

ては下線部分でございます。

令和６年度からこどもの医療費支給制度の支給対象を中学生から高校生世代まで拡充したことに伴いまして、条例名の変更をしたことから、本条例を改正するものでございます。

改正内容は、表中の別表第１におきまして、現行の江田島市乳幼児等医療費支給条例を江田島市こども医療費支給条例へ改正、また、別表第２におきまして、乳幼児等医療費支給事務をこども医療費支給事務へ改正するものでございます。

なお、事務内容については変更ございません。

前に戻っていただきます。４８ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第１７号

○議長（酒永光志君） 日程第１３、議案第１７号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　　ただいま上程されました、議案第１７号　江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査事務の手数料の額を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　　仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君）　　それでは、議案第１７号につきまして御説明をいたします。

議案書５１ページに改正条文を、５２ページから５３ページに新旧対照表を、５４ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、５４ページをお願いいたします。

１、趣旨でございます。

指定介護予防支援事業者の指定申請、これは更新も含むものでございますが、これに対する審査事務手数料の額を定めるため、江田島市手数料条例の一部を改正するものでございます。

２、経緯等でございます。

要支援者に対する介護予防支援につきましては、介護保険法に基づきまして、市の指定を受けた地域包括支援センターだけが実施することが可能とされておりました。本市では、地域包括支援センターは市直営の１か所のみでございます。このたび、介護保険法の一部が改正されまして、市の指定を受けている居宅介護支援事業者も市の指定を受けることで、介護予防支援事業の実施が可能となりました。これによりまして、市は指定居宅介護支援事業者からの指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査事務が生じることとなることから、この事務の関わる手数料の額を定める必要がございます。

３、改正の内容でございます。

（１）手数料の新設でございます。手数料の額につきましては、表のとおりで、新規申請では１件につき２万円、更新申請では１万円でございます。この金額は、指定居宅介護支援事業者の指定の場合の手数料と同額としております。

（２）その他で、法改正に伴います引用条項の整理を行うものでございます。

４の施行期日につきましては、公布の日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君）　　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号～日程第17 議案第21号

○議長（酒永光志君） この際、日程第14、議案第18号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第17、議案第21号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての4議案を一括議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第18号から議案第21号までについてでございます。

基準省令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号で、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を、議案第19号で、江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、議案第20号で、江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、議案第21号で、江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を、それぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第１８号から議案第２１号の４議案につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書５６ページから６８ページに、議案第１８号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、６９ページから９４ページにこの新旧対照表を、９９ページから１０４ページに、議案第１９号の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、１０５ページから１１３ページにこの新旧対照表を、１１５ページから１１９ページに、議案第２０号の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、１２０ページから１２５ページにこの新旧対照表を、１２７ページから１３０ページに、議案第２１号の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、１３１ページから１３６ページにこの新旧対照表を添付しております。

そして、この４つの条例の参考資料を、９５ページから９７ページに添付をしております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、９５ページをお願いいたします。

１、概要でございます。

介護サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準につきましては、国が定めた基準に沿いまして、地方公共団体が条例で定めることとされております。

このたび国におきまして、基準を定めた関係省令の一部が改正されたことに伴いまして、本市の関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、その定める基準は、国の基準に従うものや参酌するものとがございますが、本市におきましては、国の基準以外とする特別な事情がないことから、国の示すとおりとするものでございます。

２、改正する条例、関係省令及び適用を受ける市内事業者等でございます。

これは表のとおりでございます。

次のページ、９６ページをお願いいたします。

３、主な改正内容でございます。

（１）共通する改正項目といたしまして、一つ目が、重要事項のウェブサイト掲示で、職員等の勤務体制、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

二つ目といたしまして、管理者の兼務規定の緩和で、介護サービス事業所を効率的に運営することができるようにするため、管理者が兼務することができる事業所等の範囲を緩和し、兼務する事業所等が同一敷地内でもなくてもよいとすることとさせていただきます。

三つ目といたしまして、身体的拘束等の適正化の推進で、介護サービス利用者、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束

等を行ってはないとするものでございます。

四つ目といたしまして、手続のオンライン化の推進に係る規定の見直しで、新たに情報通信技術の導入、活用に円滑に対応するようにするため、申請、交付等の方法につきまして、磁気ディスク等特定の記録媒体を掲げていたものを包括的に電磁的記録媒体とするものでございます。

次に、（２）地域密着型サービス基準条例及び地域密着型介護予防サービス基準条例の改正項目でございます。

一つ目は、協力医療機関との連携体制の構築で、利用者等の病状の急変等に備えるため定める協力医療機関との連携体制を構築するため、次のとおり規定の見直しを行うもので、利用者等の病状が急変した場合等に、医師等が相談対応を行う体制を常時確保している医療機関を選定するように努めることといたします。

１年に１回以上、利用者等の病状が急変した場合等の対応につきまして確認をすることといたします。利用者等が協力医療機関等に入院し、病状が軽快して退院が可能となった場合におきまして、速やかに再入所させることができるよう努めることといたします。

二つ目は、新興感染症発生時等の対応に行う医療機関との連携で、協定指定医療機関等、新型インフルエンザ等が発生した場合等における対応につきまして、取決めを行うよう努めることとするものでございます。

次のページ、９７ページをお願いいたします。

次に、（３）介護予防支援等基準条例及び指定居宅介護支援等基準条例の改正項目でございます。

１項といたしまして、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングで、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもので、その要件とは利用者の同意を得ていること、利用者の心身の状態が安定をし、テレビ電話装置等を活用して意思疎通ができること等につきまして、サービス担当者会議等におきまして主治医、その他関係者の合意を得ていること、少なくとも二月に１回、介護予防支援の場合につきましては、六月に１回は利用者の方の居宅を訪問することとございます。

４、施行期日につきましては、（２）の手続のオンライン化の推進に関わる規定の見直しにつきましては、公布の日とし、（３）の重要事項のウェブサイト掲示につきましては令和７年４月１日で、これ以外の規定につきましては、（１）の令和６年４月１日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本４議案に対する一括質疑を行います。

質疑がある場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本４議案は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本４議案は委員会付託を省略します。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第１８号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

(休憩 11時01分)

(再開 11時15分)

○議長(酒永光志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第22号

○議長(酒永光志君) 日程第18、議案第22号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第22号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

子ども・子育て会議の名称を変更し、調査・審議する事項を追加するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒永光志君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第22号につきまして御説明をいたします。

議案書138ページに改正条文を、139ページ、140ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、１３９ページをお願いをいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。

改正をいたします部分につきましては、下線部分でございます。昨年、こども基本法が施行され、市町村におきまして、こども計画を策定することが努力義務となりました。そのため、本市におきましても、江田島市こども計画を策定することとし、現在、その準備を行っているところでございます。このこども計画の策定に向けまして、有識者等から御意見をいただくため、市長の諮問機関として、こども政策推進会議を設置するものでございます。

改正内容は、表中の別表におきまして、現行の子ども・子育て会議をこども政策推進会議へ改正し、今までと同様の子ども・子育て支援法に基づく計画、また、保健福祉審議会が調査審議をしておりました次世代育成支援行動計画を移管し、新たにこども基本法に基づく計画を加えて調査・審議するものでございます。

前に戻っていただきまして、１３８ページをお願いをいたします。

附則でございます。

（１）この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

（２）といたしまして、子ども・子育て会議の名称変更に伴いまして、江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正いたします。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 23 号

○議長（酒永光志君） 日程第 19、議案第 23 号 江田島市漁港管理条例及び江田島市漁港区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 23 号 江田島市漁港管理条例及び江田島市漁港区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてでございます。

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第 23 号について御説明いたします。

この条例案は、漁港漁場整備法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から新たに漁港及び漁場の整備等に関する法律として施行されることから、関係する 2 件の条例につきまして、引用する法律の整理をするため改正するものでございます。

議案書 142 ページに改正条文を、143 ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表により御説明いたしますので、143 ページをお願いいたします。

右側の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正いたします部分につきましては、下線部分でございます。いずれの条例につきましても、引用する法律の名称を変更するものでございます。

142 ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行の期日は令和 6 年 4 月 1 日としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 24 号

○議長(酒永光志君) 日程第 20、議案第 24 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 24 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

切串児童公園及び岡大王東児童公園を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(酒永光志君) 西川土木建築部長。

○土木建築部長(西川貴則君) 議案第 24 号について御説明いたします。

この条例案は、切串児童公園及び岡大王東児童公園の廃止に伴い、現行条例の一部を改正するものでございます。

議案書の 145 ページをお開きください。

145 ページに改正条文を、次の 146 ページに新旧対照表を参考資料として添付しております。

新旧対照表により、内容を御説明いたします。

この新旧対照表の右側が現行条例、左側が改正案でございます。下線部について改正を行うものでございます。

切串児童公園及び岡大王東児童公園の名称及び位置を削除しております。

本市の地区公園につきましては、昨年 6 月の全員協議会で御説明いたしました方針に沿って、江田島市公園等管理活用計画に基づく地区公園の再編整備を進めているところでございます。このたび、切串地区、畑、岡大王、是長地区からの合意が得られたため、

切串児童公園及び岡大王東児童公園を廃止するものでございます。

145ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日を令和6年4月1日からとしております。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第21 議案第25号

○議長（酒永光志君） 日程第21、議案第25号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第25号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

学校運営協議会委員の報酬を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第25号について説明いたします。

議案書148ページに改正条文を、149ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

149ページの新旧対照表により、改正内容について説明いたします。

今後、コミュニティ・スクールを進めていくために、別表に学校運営協議会委員を追加し、報酬を年額4,000円とします。

この金額につきましては、県内の多くの自治体で採用されている金額を参考としております。

施行日につきましては令和6年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第26号

○議長(酒永光志君) 日程第22、議案第26号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第26号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

令和6年4月1日で三高中学校を移転するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒永光志君) 山井教育部長。

○教育部長(山井法男君) それでは、議案第26号について説明いたします。

議案書151ページに改正条文を、152ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

152ページの新旧対照表により、改正内容について説明いたします。

別表の江田島市立三高中学校の位置を、沖美町三吉2699番地から沖美町三吉2613番地に変更します。これは三高小学校の空き教室を利用しまして、三高中学校を三高小学校と同じ校舎内に移転するものです。

施行日につきましては令和6年4月1日といたしております。

今回の移転につきましては、小学校、中学校、それぞれのPTA役員からも賛同いた

だいております。急な提案となりましたが、御理解をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第27号

○議長（酒永光志君） 日程第23、議案第27号 江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第27号 江田島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案についてでございます。

社会教育委員の定数を見直すため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第27号について説明いたします。

議案書154ページに改正条文を、155ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

155ページの新旧対照表により、改正内容について説明いたします。

委員定数を定めた第3条を改正し、委員の定数を16人としているのを16人以内とします。また、これに併せて、会議の定足数を定めた第7条の字句を改正します。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 1点お伺いします。

以内という文言が第3条に追加されるという提案でございますけれども、社会教育委員さんの成り手不足とかがあるのか、あるいは別の事情なのか、そのあたりを少し教えてください。

○議長（酒永光志君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 社会教育委員の成り手不足ということもないことはないんですけれども、それよりも過去に困った問題が何回かありました。任期は2年で16人なんですけれども、その任期中に病気をされて、もうその社会教育委員としての活動が難しい、会議の参加も難しいので辞めたいという要望がありましたけれども、16人として言いますと、直ちに次の人を探さないといけないと、そういった困った事情が過去何度かありましたので、今回、条例を改正いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 8 号

○議長（酒永光志君） 日程第 2 4、議案第 2 8 号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 2 8 号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

放課後児童健全育成事業に従事する者の員数に係る基準を見直すため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） それでは、議案第 2 8 号について説明いたします。

議案書 1 5 7 ページに改正条文を、1 5 8 ページに新旧対照表を、1 5 9 ページと 1 6 0 ページに参考資料として説明資料を添付しておりますので、1 5 9 ページをお願いします。

1、趣旨についてです。

放課後児童健全育成事業に従事する者の員数に係る基準を見直すため、江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

2、法律改正等の背景としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方が自らの発想で、それぞれの地域に合った行政を展開することができるよう、地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直しが行われました。これにより、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、これまで従うべき基準とされてきた員数基準が参酌すべき基準とされました。市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める場合にあっては、基準省令の内容を参酌し条例により定める必要があります。

米 1 と米 2 につきましては、こちらに記載のとおりです。

3、本市の放課後児童健全育成事業の実情、員数基準見直しの経緯等についてです。

本市で実施している放課後児童健全育成事業については、現行の員数基準に従い、利用者が数名しかいない、または、いない場合においても、開所している時間内は、放課後児童支援員 2 人を配置、うち 1 人は補助員の配置でも可能としています。

基準省令で定める員数基準は、一つの支援の単位をおおむね 4 0 人以下とした上で、特別区を含む全国の市町村に共通して定められているものであり、少人数の単位クラブ

を含む本市の実情にはそぐわないものであることから、利用者の安全確保を図りつつ、市が基準条例で定める員数基準の見直しを行うこととしました。

160ページに移りまして、4、改正の内容。

利用人数が10人以下の時間帯にあっては、放課後児童支援員1人の配置を可能とします。ただし、利用者の安全確保のため、次に掲げる措置を設けます。

(1) 1人を配置する場合にあっては、補助員は配置しないこととします。利用者がいない場合は補助員の配置可能です。

(2) 配置されている放課後児童支援員の兼務を可能とする規定を設けないこととします。

ここの表現が分かりにくいですが、この説明を詳しくしますと、中町児童クラブは、中町児童館で児童クラブを運営しています。その関係で児童支援員は児童館職員を兼職していますけれども、1人配置の場合は兼務をさせないというのがこの表現です。すなわち、中町児童クラブでは、必ず2人以上の配置とするという意味になります。

(3) です。利用者が2人以上で、そのうちに特に配慮を要する児童がいる場合にあっては適用しないこととします。

(4) 他の放課後児童支援員または補助員と速やかに連絡を取ることができる等の措置を講じることとします。

(1) から (4) を整理しますと、こちらの表のようになります。

利用者がいない場合は、放課後児童支援員または補助員1人を配置します。利用者が10人以下の場合は、放課後児童支援員1人を配置しますが、10人以下であっても、特に配慮を必要とする児童がいる場合は2人配置とします。10人以上の場合はこれまでどおり2人以上の配置とします。

5、参考としまして、土曜日における放課後児童支援員及び補助員の配置例を示しています。

(1) が現行で、労働基準法の規定で休憩時間を設ける必要があることから、3人の支援員を必要としていました。今回の改正により、(2) のように2人での運営が可能となります。

6、施行期日です。令和6年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました、江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会へ付託します。

日程第25 議案第29号

○議長（酒永光志君） 日程第25、議案第29号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　　ただいま上程されました、議案第２９号　江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　　丸石消防長。

○消防長（丸石正男君）　　それでは、議案第２９号　江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、１６２ページから１６４ページに改正条文を、１６５ページから１８２ページに参考資料として、改正する条例案新旧対照表及び江田島市消防関係手数料条例の改正要旨を添付しております。

１８２ページの参考資料により御説明いたします。１８２ページをお願いいたします。

１、改正の趣旨でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額は、地方分権計画に基づき、定期的に見直しが行われています。このたび、政令の一部が改正され、手数料の額が見直されたため、江田島市消防関係手数料条例に定める手数料の額を政令と同様に、改正するものでございます。

続きまして、２、改正の概要でございます。

今回、手数料の額が見直されるものとして、（１）の消防法関係では、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋つき特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係るものと、変更の許可の申請に係る手数料の引上げになります。

本市で該当する施設は、石油コンビナート施設であります伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナルに設置しております特定屋外タンク貯蔵所２基が対象となります。

詳細は、表にお示ししていますように、それぞれ貯蔵できる最大水量に応じまして、現行の手数料から約２２％の増額になります。

（２）の高圧ガス保安法関係では、高圧ガスの製造の許可の申請のうち、移動式製造所設備のみを使用して、高圧ガスの製造をするものについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第３７条の４第１項の許可を受けている場合にあっては、ガスの処理容積に関わらず６，０００円とするを追加したものでございます。

なお、現在、本市で該当する施設はございません。

（３）のその他ですが、字句の修正等を行っています。

続きまして、３、施行期日につきましては、政令に合わせて令和６年４月１日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君）　　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(酒永光志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(酒永光志君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第30号

○議長(酒永光志君) 日程第26、議案第30号 平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第30号 平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

平塩記念郷土館を廃止するため、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒永光志君) 江郷市民生活部長。

○市民生活部長(江郷孝行君) それでは、議案第30号について説明します。

議案書184ページ、改正条文をお開きください。

廃止する条例は、平塩記念郷土館設置及び管理条例です。

廃止の理由といたしましては、建物の老朽化により、記念郷土館及び集会所として利用ができなくなったためでございます。

附則です。

この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、平塩記念郷土館設置及び管理条例を廃止する条例案については、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第 2 7 議案第 3 1 号

○議長（酒永光志君） 日程第 2 7、議案第 3 1 号 第 3 次江田島市総合計画基本構想案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 3 1 号 第 3 次江田島市総合計画基本構想案についてでございます。

第 3 次江田島市総合計画基本構想を策定するため、江田島市総合計画策定条例第 5 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、議案第 3 1 号について御説明いたします。

現在、令和 7 年度を始期とする総合的かつ計画的なまちづくりの指針である第 3 次総合計画について、策定を進めております。

今年度は、総合計画のうち、まちづくりの基本的な理念であり目指すまちの姿や基本目標を示す基本構想について策定することとしております。これまでアンケートやワークショップ等により、市民の皆様の御意見をいただき、それらを取りまとめたもので総合計画審議会で、有識者の皆様に御議論いただいてまいりました。このたび、審議会で答申をいただいたものとして基本構想案を取りまとめております。

議案書の別冊となっております基本構想案で御説明いたします。御用意いただければと思います。

それでは、まず、基本構想案の表紙をめくっていただくと、目次がございます。

総合計画について説明する第 1 章、現状把握やまちづくりの振り返りとなる第 2 章、目指す姿や重点化するテーマ等を明らかにする第 3 章の 3 章立てで構成しております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページから 3 ページにかけて、総合計画に関する説明や基本構想、基本計画、実施計画から成る総合計画の構成、そして、10 年間という計画期間を掲げております。

続いて、5 ページから 11 ページにかけて、全国的な社会の状況や少子高齢化が進む江田島市の状況、これまでのまちづくりから生まれた江田島市の特徴、にぎわいづくりや健康づくりなどに関する課題というものを掲げております。

続いて、14 ページ、15 ページをお願いいたします。

14 ページ、15 ページのほうに市民の皆様、市内の若者の方々から聞き取った江田島市のよいところや不満な点などを掲げております。

16ページをお願いいたします。

16ページにおいては、市民の皆様から理想とするまちの姿を構成する要素として、島の自然や恵み、人のつながり、温かさ、交流、にぎわい、安心な暮らしといった意見を多くいただいております。これらを内包し、表現するものとして、目指す姿のところでございますが、「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」という姿を目指す姿として取りまとめております。

18ページをお願いいたします。

18ページ、目指す姿の達成を図るための人口指標として、年間出生数100人台の回復と、社会増減ゼロを目指すとともに、暮らしの指標として、市民アンケートにより測定いたします「暮らしの満足度」「住みよさ」「愛着」に関する数値の向上と、市民全体の数値と若年層の数値に生じている乖離、これを解消するということを目指しております。

19ページをお願いいたします。

19ページのほうには、先ほど申し上げた、市民の皆様から多くいただいた理想とするまちの姿を構成する要素、こちらを充実すべく、島の恵みを引き継ぐこと、交流やチャレンジによりにぎわいや活力をつくること、人のつながりがあり、安心して暮らせる生活基盤を充実させることを重点的な取組テーマとして掲げております。

また、我が国全体が担い手不足に直面する中であって、本市が活力があり、安心して暮らし続けることができるまちであるため、様々な分野において、新技術を積極的に活用していく、これを加えた4点を重点テーマとして掲げております。

次に、20ページをお願いいたします。

20ページのほう、8つの政策分野を設定し、これに対し、来年度策定する基本計画、実施計画において具体的な施策や事業を肉づけしてまいります。

最後に、審議会の答申の写しを添付しております。審議会からは、本基本構想案は妥当と認められること、また基本構想の決定及び基本計画、実施計画の策定に当たっては審議結果を踏まえ、着実な推進に努めることとの御意見をいただいているところでございます。

以上で、議案31号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、第3次江田島市総合計画基本構想案については、総務文教常任委員会へ付託します。

○議長（酒永光志君） この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時57分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 議案第32号

○議長（酒永光志君） 日程第28、議案第32号 令和5年度江田島市一般会計補

正予算（第7号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第32号 令和5年度江田島市一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和5年度江田島市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億105万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第32号につきまして、別冊となっております、一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書、2冊あると思うんですが、薄いほうで御説明させていただきます。

このたびの一般会計補正予算（第7号）は、国の物価高騰対策による低所得世帯の支援策として、住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び住民税非課税世帯のこども加算に係る給付金の補正となります。

事項別明細書の8、9ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正です。

続きまして、歳出です。

10、11ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び住民税非課税世帯のこども加算に係る給付金及び事務費の増額補正です。

予算書4ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費補正です。

追加としまして、物価高騰対応重点支援給付金支援支給事業の1事業をお願いしております。

なお、12ページから14ページには、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上になります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒永光志君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 33 号

○議長（酒永光志君） 日程第 29、議案第 33 号 令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 33 号 令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 4,409 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156 億 5,695 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条 地方債の変更及び廃止は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第33号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により簡潔に御説明をいたします。

それでは、事項別明細書の44、45ページをお願いします。

まず、初めに、歳入です。

1款市税、1項市民税は、収入見込みによる補正です。

3款、1項利子割交付金から、次の46、47ページの9款、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、収入見込みによる補正です。

11款、1項地方交付税は、今年度の算定結果に伴う普通交付税の減額補正です。

13款分担金及び負担金、1項分担金は、小規模崩壊地復旧事業及び急傾斜地崩壊対策事業に伴う地元分担金の増額補正です。

このページ下段から48、49ページをお願いします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金は、保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金などの減額補正、障害児通所給付費等負担金などの増額補正です。

このページ中段から50、51ページをお願いします。

2項国庫補助金は、国の内示交付決定に伴う補正です。

増額補正の主なものは、水産基盤整備事業補助金、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金などです。

減額補正の主なものは、子ども・子育て支援交付金、空き家対策総合支援事業補助金などです。

このページ下段から52、53ページをお願いします。

16款県支出金、1項県負担金は、障害児通所給付費等負担金の増額補正、保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金などの減額補正です。

このページ中段から54、55ページをお願いします。

2項県補助金は、県の内示交付決定に伴う補正となります。

増額補正は、小規模崩壊地復旧事業費補助金で、減額補正の主なものは、生活航路対策事業補助金、福祉医療費公費負担事業費補助金、子ども・子育て支援交付金などです。

3項委託金は、県民税徴収事務取扱委託金の増額補正、県議会議員選挙委託金などの減額補正です。

56、57ページをお願いします。

17款財産収入、1項財産運用収入は、基金利子で増額補正です。

2項財産売払収入は、土地建物売払収入の収入見込みによる減額補正です。

18款、1項寄附金は、地方創生応援寄附金の収入見込みによる増額補正です。

19款繰入金、1項特別会計繰入金は、住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴う繰入金の増額補正です。

58、59ページをお願いします。

2 項基金繰入金は、財源調整に伴う財政調整基金繰入金の減額補正のほか、公共施設整備基金繰入金については、交通船事業特別会計の補正に伴う減額補正となります。

2 1 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は、収入見込みによる増額補正です。

4 項受託事業収入は、海岸保全施設管理事業受託収入、防潮扉管理の実績に伴う減額補正です。

このページ下段から 6 0、6 1 ページをお願いします。

5 項雑入は、社会保険料個人徴収金、公共施設管理負担金、使用料、自治総合センター助成金などの収入見込みによる減額補正。国庫負担金の追加交付に伴う過年度収入の増額補正です。

2 2 款、1 項市債は、充当先の歳出見込みに伴い、それぞれ補正をするものです。

また、6 2、6 3 ページの 1 0 目臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴う減額補正です。

2 3 款、1 項自動車取得税交付金は、国の交付見込みによる増額補正です。

続きまして、歳出です。

それでは、職員給与費関係を除く主な補正について御説明をいたします。

6 4、6 5 ページをお願いします。

1 款、1 項議会費は、執行見込みによる減額補正です。

6 6、6 7 ページから 6 8、6 9 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費から 4 目の会計管理費は、執行見込みによる減額補正です。

なお、消費者行政活性化事業で、迷惑電話防止機器購入費補助金を増額補正としております。

このページ下段から 7 0、7 1 ページをお願いします。

5 目財産管理費は、執行見込み、入札残などの減額補正です。

6 目企画費は、執行見込みによる減額補正のほか、生活交通路線維持費補助金、通学定期券購入費補助金を増額補正しています。

このページ下段から 7 2、7 3 ページをお願いします。

7 目情報制作費から 1 1 目の防犯対策費は、執行見込みによる減額補正です。

1 2 目安全対策費は、執行見込みによる減額補正のほか、消火栓管理負担金などを増額補正しています。

このページ下段から 7 4、7 5 ページにかけて、1 3 目の市民センター費及び 1 4 目集会所施設費は、執行見込みによる減額補正です。

7 6、7 7 ページをお願いします。

2 項徴税费は、執行見込みによる減額補正のほか、制度改正に伴うシステム改修委託料などの増額補正です。

7 8、7 9 ページをお願いします。

4 項選挙費は、県議会議員選挙の無投票に伴う選挙関連費の減額補正です。

5 項統計調査費は、執行見込みに伴う減額補正です。

8 0、8 1 ページをお願いします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の執行見込みによる減額補正及び国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

2 目障害者福祉費及びこのページ下段から 8 2、8 3 ページにかけての 3 目老人福祉費は、委託料や扶助費などの執行見込みによる減額補正及び介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

4 目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正及び療養給付費負担金の執行見込みに伴う増額補正です。

8 目福祉医療費は、執行見込みによる増額補正です。

このページ下段から 8 4、8 5 ページをお願いします。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費は、児童手当給付事業費、児童福祉施設措置入所事業費の減額補正を、児童扶養手当給付事業費、障害児通所支援事業費で増額補正となります。

3 目保育施設費及び 8 7 ページにかけて 4 目児童福祉施設費は、執行見込みによる減額補正です。

3 項生活保護費は、システム改修委託料の減額補正です。

8 8、8 9 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費から、9 0、9 1 ページの 7 目葬祭センター費まで、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っております。

また、3 目母子保健費では、前年度精算に伴う返還金の増額補正です。

このページ下段から 9 2、9 3 ページをお願いします。

2 項清掃費、2 目塵芥処理費から 5 目の環境センター費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

9 4、9 5 ページから 9 6、9 7 ページをお願いします。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費及び 4 目農村整備費は、執行見込みによる減額補正です。

なお、農業用施設維持管理事業費の工事請負費は、排水機場のポンプ更新工事の増額補正です。

2 項林業費は、執行見込みによる減額補正です。

このページ下段から 9 8、9 9 ページをお願いします。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、海辺の新鮮市場空調設備更新工事費の増額補正、3 目漁港費は、国の補正予算に伴います常道北防波堤補修工事の増額補正となります。

このページ中段から 1 0 0、1 0 1 ページをお願いします。

7 款、1 項商工費、2 目商工業振興費及び 3 目観光費は、執行見込みによる減額補正です。

1 0 2、1 0 3 ページをお願いします。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費及び 2 目の道路新設改良費は、国の補正に伴う設計委託料、工事請負費及び県工事の執行見込みによる道路整備事業県負担金の増額補正です。

このページ下段から１０４、１０５ページにかけての３項河川費、１目河川維持改良費及び２目砂防費は、執行見込みによる減額補正及び県工事の執行見込みによる急傾斜地崩壊対策事業、県負担金の増額補正です。

４項港湾費は、県工事の執行見込みによる負担金の減額補正です。

このページ中段から１０６、１０７ページをお願いします。

５項都市計画費、２目都市下水路費及び３目公園費は、執行見込みによる減額補正です。

６項住宅費、１目住宅総務費から４目の営繕費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っております。

１０８、１０９ページをお願いします。

９款、１項消防費、１目常備消防費は、執行見込みによる減額補正及びこのたびの陀峯山の林野火災に伴う消防車両の燃料費、修繕料の増額補正です。

２目非常備消防費及び３目防災費は、入札残や執行見込みによる減額補正です。

１１０、１１１ページから１１２、１１３ページにかけましての１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費及び３目教育振興費は、執行見込みによる減額補正です。

このページ中段から１１４、１１５ページをお願いします。

２項小学校費及び３項中学校費は、入札残や執行見込みによる減額補正です。

１１６、１１７ページをお願いします。

４項社会教育費の１目社会教育総務費から８目の教育館費は、入札残や執行見込みによる減額補正です。

１１８、１１９ページをお願いします。

５項保健体育費、１目保健体育総務費から３目の学校給食費は、執行見込みによる減額補正です。

１２款、１項公債費は、繰越しなどに伴い、昨年度の借入れ見込みが減少したことによる元金利子償還金の減額補正です。

１２０、１２１ページをお願いします。

１３款諸支出金、１項基金費は、各基金の利子の増減に伴います積立金の補正です。

また、２目減債基金費で、翌年度以降の臨時財政対策債償還に対する交付税措置の前倒しに伴う積立金の増額補正です。

１２２、１２３ページをお願いします。

２項公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

それでは、予算書６ページにお戻りください。

第２表 継続費補正です。

変更としまして、公共施設再編整備事業費の（仮称）柿浦交流プラザ新築工事設計業務ほか６件をお願いしております。

続きまして、７ページから８ページをお願いします。

第３表 繰越明許費補正です。

追加としまして、２２事業をお願いしております。

続きまして、９ページをお願いします。

第４表 債務負担行為補正です。

追加としまして、宿日直業務委託１件をお願いしております。

続きまして、１０ページをお願いします。

第５表 地方債補正です。

変更としまして、公営住宅建設事業債、緊急自然災害防止対策事業債など１３件を、廃止としまして、過疎対策事業債交通船更新事業の１件をお願いしています。

なお、１２４ページから１２６ページにかけまして給与費明細書、１２８、１２９ページに継続費の進行状況等に関する調書、１３０ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書、１３１ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上になります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和５年度江田島市一般会計補正予算（第８号）は、総務文教常任委員会へ付託します。

日程第３０ 議案第３４号

○議長（酒永光志君） 日程第３０、議案第３４号 令和５年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第３４号 令和５年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

令和５年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億５０５万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億４，７１８万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第３４号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の１３６ページ、１３７ページをお願いいたします。

このたびの補正予算の主なものは、歳入歳出とも決算の見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1 款、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税は、現年度課税分のうち介護納付金分を増額補正、そのほかは減額補正でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は、普通交付金が減額補正、特別交付金が増額補正でございます。

次のページ、138 ページ、139 ページをお願いいたします。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目基金運用収入は、財政調整基金利子の減額補正でございます。

5 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金が増額補正を、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、職員給与費等繰入金及びその他会計繰入金の減額補正をお願いをしております。

6 款、1 項、1 目繰越金は前年度繰越金の増額補正でございます。

次のページ、140 ページ、141 ページをお願いいたします。

7 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金は増額補正で、2 項雑入、2 目一般被保険者第三者納付金は増額補正、一般被保険者返納金は減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

142 ページ、143 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、国保関係システム改修業務委託料の減額補正でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費及び3 項、1 目運営協議会費は財源更正でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費及び3 目一般被保険者療養費は減額補正でございます。

144 ページ、145 ページをお願いいたします。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は減額補正、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費は増額補正、6 項、1 目傷病手当金は減額補正をお願いをしております。

次のページ、146 ページ、147 ページをお願いいたします。

3 款、1 項、1 目国民健康保険事業費納付金は、財源更正でございます。

4 款、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費は、医療費適正化対策業務委託料の減額補正で、その下、2 項、1 目特定健康診査等事業費は、委託料の減額補正でございます。

次のページ、148 ページ、149 ページをお願いいたします。

5 款、1 項、1 目基金積立金は、減額補正でございます。

8 款、1 項、1 目予備費は、増額補正をお願いをしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和5年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、産業厚生常任委員会へ付託します。

○議長（酒永光志君） 日程第 3 1、議案第 3 5 号 令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 3 5 号 令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 2 0 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8, 4 9 9 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第 3 5 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 1 5 4 ページ、1 5 5 ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出とも決算見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料及び 2 目普通徴収保険料は、減額補正でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金は減額補正を、4 款、1 項、1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 5 6 ページ、1 5 7 ページをお願いいたします。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、減額補正でございます。

4 款、1 項、1 目予備費は、増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和 5 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第 3 2 議案第 3 6 号

○議長（酒永光志君） 日程第 3 2、議案第 3 6 号 令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　　ただいま上程されました、議案第３６号　令和５年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第３号）でございます。

令和５年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億４，４６３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３３億４，７４４万９，０００円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　　仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君）　　それでは、議案第３６号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の１６２ページ、１６３ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出とも決算見込みなどによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

１款保険料、１項介護保険料で、現年度分特別徴収保険料は減額補正を、普通徴収保険料は増額補正を行っております。

このページから次のページの中段にかけてでございますが、３款国庫支出金、４款支払基金交付金、５款県支出金の介護給付費負担金交付金、財政調整交付金、地域支援事業交付金はともに減額補正でございます。

１６４ページ、１６５ページをお願いいたします。

６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子の増額補正でございます。

１６６ページ、１６７ページをお願いいたします。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、２目及び３目地域支援事業繰入金はそれぞれ減額補正をお願いしております。

また、５目その他一般会計繰入金は、事務費繰入金の減額補正でございます。

２項、１目介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金は減額補正を、９款諸収入、２項、４目雑入は、社会保険料の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

１６８ページ、１６９ページをお願いいたします。

１款総務費、２項介護認定審査会費、１目介護認定費は、委員報酬や手数料などの減額補正でございます。

このページから次のページにかけてでございますが、２款保険給付費、１項介護サービス等諸費のうち、１目居宅介護サービス給付費及び３目地域密着型介護サービス給付費は減額補正を、次のページの５目施設介護サービス給付費は減額補正を、７目居宅介

護福祉用具購入費は、増額補正をお願いをしております。

2 項介護予防サービス等諸費、3 目地域密着型介護予防サービス給付費は、減額補正でございます。

次のページ、172 ページ、173 ページをお願いをいたします。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費は、減額補正でございます。

4 款、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正でございます。

5 款地域支援事業費、1 項地域支援事業管理費、1 目一般管理費は、職員給与費の減額補正でございます。

174 ページ、175 ページをお願いをいたします。

2 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型サービス事業費などの減額補正をお願いをしております。

3 項、1 目一般介護予防事業費は、介護予防活動奨励品などの減額補正でございます。

176 ページ、177 ページをお願いをいたします。

4 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費は財源構成、2 目任意事業費は、緊急通報体制整備委託料の減額補正でございます。

なお、178 ページから179 ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和5年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第33 議案第37号

○議長（酒永光志君） 日程第33、議案第37号 令和5年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第37号 令和5年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,195万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第３７号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の１８４ページ、１８５ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出とも決算見込みなどによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

３款繰入金、１項、１目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金は減額補正、２項基金繰入金、１目介護予防支援事業運営基金繰入金は、増額補正でございます。

４款、１項、１目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

１８６ページ、１８７ページをお願いいたします。

１款事業費、１項居宅予防支援事業費、１目介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画作成委託料などの減額補正でございます。

２款諸支出金、１項繰出金、１目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金は減額補正、２項基金費、１目介護予防支援事業運営基金費は、積立金の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和５年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第１号）は、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第３４ 議案第３８号

○議長（酒永光志君） 日程第３４、議案第３８号 令和５年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第３８号 令和５年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

令和５年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７８万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８８万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） それでは、議案第３８号 住宅新築資金等貸付事業

特別会計補正予算（第１号）について説明します。

事項別明細書の１９２、１９３ページをお願いします。

このたびの補正は、前年度決算の確定に伴う繰越金の増額です。

歳入です。

２款、１項、１目繰越金、補正額７８万２，０００円、これは前年度繰越金の増額補正です。

続いて、歳出です。

次のページ、１９４、１９５ページをお願いします。

１款、１項住宅新築資金等貸付事業費、１目貸付事業事務費、一般会計繰出金７８万２，０００円の増額補正です。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和５年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第３５ 議案第３９号

○議長（酒永光志君） 日程第３５号、議案第３９号 令和５年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第３９号 令和５年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

令和５年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３０万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，４９９万７，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、議案第３９号 江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

事項別明細書の２００ページ、２０１ページを御覧ください。

歳入につきましては、１款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、３０万３，０００円を減額いたします。

続いて、歳入歳出補正予算事項別明細書の２０２、２０３ページを御覧ください。

歳出につきましては、１款事業費、１項管理費、１目管理費、宿泊施設管理運営事業

費の使用料 30 万 3,000 円を減額いたします。

この補正は、旧能美海上ロッジの解体工事が令和 4 年度中に完了したことで、これまで必要であった公有水面使用料が不要となったことに伴い、その費用を減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和 5 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、産業厚生常任委員会へ付託します。

日程第 36 議案第 40 号

○議長（酒永光志君） 日程第 36、議案第 40 号 令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 40 号、令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 8,509 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,810 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

地方債の補正。

第 3 条 地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、議案第 40 号 令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

事項別明細書の 208、209 ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、2 隻目の新造船の建造について、改めて再公募を行うこととしたことにより、本年度の造船費用が不要となったこと、また、コロナ交付金その他の補助金収入などにより、直近 1 年間の中町／宇品航路の収支が黒字となったため、航路補助の対象外となり、補助に要する額は不要となったこと、この 2 点に伴い、不要となった額を減額するものでございます。

まず、歳入についてでございます。

2 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金は、本年度新造船の建造費用及び中町航路の航路補助費用が不要となったことに伴い、繰入金 1 億 7, 7 9 9 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次に、5 款、1 項市債、1 目交通事業債は、本年度、新造船建造に関する起債借入れを行わないため、1 億 7 1 0 万円を減額するものでございます。

続いて、歳出でございます。

2 1 0 ページ、2 1 1 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目事業費は、工事請負費として新造船の初年度分の建造費として見込んだ 2 億 3, 8 0 0 万円、また、補助金として中町／宇品航路の運行補助金として見込んだ 4, 7 0 9 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。

ページ戻りまして、3 8 ページをお願いいたします。3 8 ページでございます。

第 2 表 継続費補正でございます。

中町／宇品航路の新造船事業について、令和 5 年度から令和 6 年度までとしていた継続費について、令和 8 年度までの事業とし、年割額を組み替えるものでございます。こちらについて、全体事業費に変更はございません。

続きまして、3 9 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正でございます。

本年度は、新造船建造に関する交通事業債の借入れを行わないこととするものでございます。

なお、2 1 2 ページ、2 1 3 ページに、これらの変更を踏まえた継続費の進行状況等に関する調書をお示ししております。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和 5 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 2 号）は、総務文教常任委員会へ付託します。

日程第 3 7 議案第 4 1 号

○議長（酒永光志君） 日程第 3 7、議案第 4 1 号 令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 4 1 号 令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第 4 1 号 令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

このたびの補正は、決算見込み及び国庫補助金の認証額減による収入及び支出額の補正並びに地方公営企業法第26条第1項による建設改良費の予算繰越しを行うものとなっております。

別冊となります、令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算書、こちらの5ページ、6ページの費目別内訳書を御覧ください。

まず、5ページになります。

(1) 収益的収入及び支出の部、下側の表、支出についてです。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費は、工事請負費400万円の減額、2目処理場費は2,100万円の減額、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税は500万円の増額とし、1款下水道事業費用の補正予定額合わせて2,000万円減額するものでございます。決算見込みによる補正でございます。

次に、上表の収入についてです。

1款下水道事業収益、1項営業収益、3目一般会計負担金のその他負担金を870万円の減額、2項営業外収益、2目一般会計補助金を1,052万7,000円減額、4目消費税及び地方消費税還付金を77万3,000円減額し、1款下水道事業収益の補正予定額を合わせて2,000万円減額するものでございます。

6ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の部、下表の支出についてです。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠整備費の委託料1,600万円の減額、工事請負費400万円の減額。

1款資本的支出の補正予定額合わせて2,000万円減額補正するものです。決算見込み及び交付金認証額の減に伴い減額補正するものとなっております。

続いて、上表の収入についてです。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債の建設企業債320万円の減額。

3項国庫補助金、1目国庫補助金の社会資本整備総合交付金715万円の減額、農山漁村地域整備交付金87万4,000円の減額。

1款、資本的収入の補正予定額合わせて1,122万4,000円減額補正するものでございます。決算見込み及び交付金認証額の減に伴い減額補正をするものとなっております。

その他の資料としまして、実施計画書を3ページに、また、4ページに予定キャッシュ・フロー計算書を掲載してございます。

すみません、8ページ、9ページを御覧ください。

予算繰越計算書についてです。

電子部品を中心とした部材の入手難による機器の納期が遅れたことや、入札不調によって入札条件や設計内容の検討に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったために、管渠整備事業及び処理場整備事業を繰越しするものでございます。

翌年度繰越額については合計6,918万2,000円で、財源の内訳については、9ページに記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました、令和５年度江田島市下水道事業会計補正予算（第３）号は、産業厚生常任委員会へ付託します。

○議長（酒永光志君） この際、暫時休憩いたします。１４時１５分まで休憩いたします。

（休憩 １４時００分）

（再開 １４時１５分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３８ 市長施政方針

○議長（酒永光志君） 日程第３８、市長施政方針を行います。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） それでは、令和６年度江田島市当初予算案の提出に際しまして、施政方針を述べさせていただきます。

令和６年は、震度７を記録した能登半島地震という、甚大な被害を及ぼした災害の発生による衝撃的かつ、つらい幕開けとなりました。この災害により亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、御本人や御家族が人的・物的な被害を受けられた方、今なお避難生活を余儀なくされている方、救助・救援活動に当たられている方など、あらゆる方々に心からお見舞いを申し上げます。

本市が、平成３０年７月豪雨で、大きな被害に見舞われた際は、石川県から、職員派遣やボランティア活動などの多大な支援をいただいております。本市といたしましても、被災地からの要請を受け、市職員や給水車の派遣、市営住宅等の提供などを行っているところであり、引き続き、平穏な日常を取り戻すための支援に最大限協力することで、御恩に報いてまいる所存であります。

また、令和６年１月１３日、本市の陀峯山で発生した林野火災は、焼失面積約２４２ヘクタールという、平成元年以降では、県内４番目となる大規模なものとなりました。１７日の鎮火に至るまで、市消防本部や市消防団のほか、広島県庁、岡山県庁、広島市・呉市・東広島市各消防局、陸上・海上自衛隊からの応援を含め、５日間で延べ人員７７８名、１日最大でヘリコプター５機、車両４０台、船舶１隻、ドローン１機による消火活動が行われました。

人や住家に対する被害もなく、鎮火に至ったのは、消火活動に御協力いただいた皆様のおかげでございます。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本市を取り巻く諸情勢に目を転じますと、いまだに流行を繰り返す新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナへの軍事侵攻、イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への地上侵攻など今後予見し難い不安定な世の中の状況が続いております。また、これらを一因とする国際的な原材料価格の上昇や円安に伴う物価高は、市民の皆様の暮らしに影響を及ぼしているところであります。

安全に、安心して住み続けることができる、江田島市づくりに、しっかりと取り組ま

なければならない、こうした思いを新たにするとところでございます。

こうした中、昨年12月、国立社会保障・人口問題研究所は、令和2年国勢調査に基づく人口推計を公表いたしました。これによると、本市の令和32年、2050年、今から26年後の推計人口は、1万232人で、令和2年の国勢調査人口である2万1,930人と比べ、1万1,698人の減という見込みが示されました。減少率は53.3%で、県内23市町のうち、ワースト3位という厳しい結果となっております。

しかしながら、本市の令和27年、2045年の推計人口は、今回1万1,780人と見込まれており、前回の平成27年国勢調査に基づく人口推計より、約1,000人上回る数値となっております。

また、前回、推計の減少率は55.7%であり、今回2.4ポイントの改善が見込まれております。このように減少率が改善したのは、県内23市町のうち、本市を含む5市町だけでございます。

もちろん、大幅な人口減少が見込まれる大変厳しい状況であることに変わりはありません。しかしながら、ごく僅かながらでも、人口減少の抑制が見込まれる推計が示されたことは、市民の皆様をはじめとする多くの方々によるまちづくりの成果が芽吹きつつあるのではないかと期待するところでございます。

現在、本市は、令和7年度を始期とする、10年間のまちづくりの指針を示す最上位計画である第3次総合計画の作成を進めております。

計画の作成過程において、市民の皆様からは、望ましい江田島市の将来の姿を構成する要素として、「島の自然や恵み」「住みよさ」「人のつながりや温かさ」「にぎわい」といったキーワードを多くいただいております。

市民の皆様が思い描く本市の姿の実現に向け、しっかりとまちづくりを進めてまいります。

次に、令和6年度の予算編成方針についてでございます。

初めに、重点項目についてでございます。

令和3年3月に策定した第2期人口ビジョン・総合戦略は、本市の最重要課題である人口問題について、中長期的に取り組む施策の基本的方向や具体的施策を取りまとめたものであり、令和3年度から令和7年度までを計画期間としております。

また、この戦略に基づく取組により、計画期間における成果として、560人の人口効果を生み出すことを想定しております。令和6年度の予算編成においても、引き続きこの第2期人口ビジョン・総合戦略の柱を踏まえ、「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」「人のつながり・縁づくり」の4点を重点項目として掲げることといたします。

次に、各施策を横断的に貫き、支える共通の視点についてでございます。

まず、昨年度、取りまとめた、江田島市デジタルビジョンに基づき、DXの推進に取り組むことで、デジタル技術の積極的な活用を図り、市民の皆様の利便性の向上や施策の効果・効率性を高めてまいります。

また、市民の皆様の安全で安心な暮らしを支える土台であり、社会インフラや暮らしのセーフティーネットなどの暮らしの基盤整備についても、引き続き、しっかりと取り

組んでまいります。

さらに、本年11月1日に市制施行20周年を迎えるに当たり、関連事業を実施するとともに、国や県の支援策の動向などを踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症、原油高、物価高への対応についても引き続き取り組んでまいります。

令和6年度は、有利な起債である合併特例債が発行できる最終年度であり、また、人口減少による税収減なども相まって、今後は本市の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。

令和6年度の当初予算においては、適切かつ持続性のある財政運営に留意するとともに、現在、作成中の第3次総合計画の方向性を見据えながら、重点項目や共通の視点に沿った施策に取り組むことにより、本市のまちづくりを進めてまいります。

令和6年度の当初予算は、一般会計が前年度と比べ12億3,000万円、8.2%増の163億1,000万円といたしました。また、特別会計は8会計で、前年度と比べ2億500万円、2.6%減の75億6,300万円、企業会計は下水道事業会計の1会計で、前年度と比べ9,700万円、5.3%減の17億6,100万円といたしました。企業会計を含む総予算規模は256億3,400万円、前年度と比べ3.8%の増でございます。

一般会計の内容を歳入から見ますと、市税は定額減税に伴います個人市民税の減により、前年度と比べ7,100万円の減でございます。

地方交付税は普通交付税で、合併前後に借り入れした市債の償還終了に伴う公債費の減を見込み、前年度と比べ1億1,000万円の減としております。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金などの増により1億1,900万円の増。県支出金は、地籍調査負担金の増があるものの、地域医療介護総合確保事業補助金の減などにより、200万円の減としております。

市債は、公共施設再編整備事業の交流プラザ整備に伴う合併特例債の減があるものの、防災情報システム再構築事業に係る緊急防災・減災事業債の増などにより、前年度と比べ6億9,700万円の増としております。

なお、財源調整として、前年度と同様、基金の取崩しを行っており、今回の予算では、財政調整基金から9億8,000万円を見込んでおります。

一般会計におけるプライマリーバランスは赤字となり、令和6年度末の市債残高は令和5年度末に比べ、1億4,600万円増加する見込みでございます。

歳出におきましては、義務的経費は、人事院勧告に伴う給与改定や会計年度任用職員への手当支給に伴う人件費の増、扶助費の増などにより、全体で1億400万円の増としております。

投資的経費は、防災情報システム再構築事業などにより、全体で7億8,000万円の増としております。

その他経費では、物件費が電子計算機の更新業務、ふるさと納税一括管理業務など委託料の増により1億3900万円の増、積立金が、ふるさと寄附金の基金への積立ての増により2億2,300万円の増としております。

それでは、予算編成方針に掲げた重点項目などに沿って、令和6年度の主な取組を申

し上げます。

初めに、重点項目であります「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」及び「人のつながり・縁づくり」についてでございます。

まず、1点目、「しごとの創出」についてでございます。

「農林水産業の振興」についてでございます。

農業・漁業の担い手確保のため、就業希望者に対する研修受入れや独立に向けた支援を継続するとともに、県と連携した沖地区へのかんきつ団地の造成に関し、防風用施設の設置を支援いたします。また、オリーブの苗木助成や肥料、農薬などの補助を実施し、産地化を図ってまいります。さらに、JAひろしまの施設を活用し、地域振興等観光の拠点となる特産品販売所の開設に取り組むとともに、有害鳥獣からの被害防止に向け、捕獲報奨金の支給や防除施設の設置補助などを引き続き実施してまいります。

次に、「地場産業の経営安定化や活性化」についてでございます。

江田島市商工会を通じた経営指導などにより、地場産業の経営強化や経営革新を図るとともに、起業や新分野進出などのチャレンジに対し支援を行ってまいります。

また、ふるさと納税の返礼品を通じた地場製品のPRや、販売促進を行うとともに、無料職業紹介所の運営を支援することにより、市内の仕事と求職者のマッチングを図ってまいります。

次に、「新たなしごとの場の創出」についてでございます。

市内への仕事の創出を目指し、引き続き、現在公募中の旧ユウハウ紡績工場跡地への企業誘致に取り組んでまいります。また、仕事の間となる企業の市内誘致を促進するとともに、実際に工場や事務所を設置した事業者に対する補助を行ってまいります。

近年は、IT企業や宿泊施設などに就職し、市内に住み続けることを選択されたケースや、起業や就職・就農などにより、市内に移住してこられたケースについて耳にすることが増えてきたように思います。

本市の人口減少、とりわけ若い世代の人口減少の抑制を図るには、市内に魅力的な仕事の間があることが必要でございます。引き続き、江田島市内に元気な仕事の間を確保するとともに、求人と求職のマッチングを図ることで、就業世代の確保と市内経済の活力づくりに取り組んでまいります。

次に、2点目、「子育てしやすい環境づくり」についてでございます。

「出産や子育てしやすい環境の構築、子育てサポート」についてでございます。

妊娠・出産を望まれる方への支援として、新たに出産直前の待機宿泊への支援を開始するとともに、出産・子育て応援給付金の支給、不妊治療費の助成、産前・産後の個別相談対応や、産後ケア等による支援などを行ってまいります。また、こどもを健やかに育むための支援として、拠点施設、子育て世代包括支援センターにおいて、ひろしま版ネウボラの導入準備を進めるとともに、未熟児に対する医療費の支援、病児・病後児保育の受入体制の確保などを行ってまいります。

なお、乳幼児等医療費について、現在中学校3年生までとしている支給対象を高校3年生の年代まで拡大するとともに、所得制限を撤廃いたします。さらに、子育て家庭へのサポートとして、健診時等におけるおむつクーポン券の配布や、婚姻に伴う住宅取得

や賃貸、引っ越しなどに要する費用への支援を新たに開始するとともに、路線バスで通学する児童の定期券購入補助の対象拡大や、放課後児童クラブの運営などを実施してまいります。

次に、「島の文化や環境、地域力を生かした保育教育の展開」についてでございます。

島の特性を保育・教育に生かすため、各認定こども園における地域の特色等を生かした保育の展開や、民間事業者が運営する保育の場の利用料支援を実施するとともに、学校教育における「さとうみ学習」の一環として、SUP・カヌーなどの海洋体験を地域学習活動に新たに追加いたします。

また、こどもたちの未来を生きる力を育むため、外国語指導助手の派遣や英語検定の受験促進による語学力・国際感覚の涵養に取り組むとともに、外国人児童生徒の日本語能力試験費用の助成などを行ってまいります。

さらに、本市唯一の高校である大柿高校に対しては、引き続き公営塾の運営や通学・下宿に要する費用の助成などを行い、魅力があり、選ばれる学校となるよう支援してまいります。

厚生労働省が公表した人口動態統計の結果によると、減少傾向にある我が国の出生数は、令和4年は約77万人で、明治32年、1899年の調査開始以来、最少とされております。

本市においても、令和元年以降、年間の出生数は100人を下回っており、こうした状況下で生まれてくるこどもは、まさに宝と言える存在でございます。本市に生まれるこどもたちが、郷土に愛着と誇りを持ちながら、健やかに育まれ、未来に生きる力を備えることができるよう、子育て環境を整備してまいります。

次に、3点目、「健康寿命の延伸」についてでございます。

「健康な暮らしを営むための保健事業と介護予防」についてでございます。

フレイル予防の啓発や健康状態の把握、個別相談対応などによる高齢者の皆様に対する保険事業と介護予防事業の一体的事業や、骨粗鬆症の測定・睡眠に関する講演会・生活習慣病予防教室などを内容とする健康増進事業、介護予防活動の普及・啓発を行う教室の開催などを行ってまいります。

また、生活習慣病検診やがん検診、一般・乳幼児に対する予防接種などを行うことにより、疾病や生活習慣病の予防・重症化の抑制を図ってまいります。

なお、令和6年度からは、一般予防接種事業において、新型コロナウイルスのワクチン接種を実施するとともに、市内医療機関が婦人科を創設する場合に、運営経費を支援する制度を新たに設けることで、市内での受診が可能となるよう取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターによる総合相談窓口の運営や、介護予防事業への参加によるマイレージポイントの付与などを実施するとともに、高齢者の暮らしにおける生活援助サポートへの補助や、自宅における緊急時の通報システムの整備を支援いたします。

次に、「高齢者が地域で活躍できる場・機会の提供」についてでございます。

高齢者の皆様の地域における生き生きとした活動を支援するべく、シルバー人材センターや老人クラブの運営に対する補助、まちづくり協議会などの活動への補助を行ってまいります。幾つになっても、安全・安心で元気に暮らすことができる地域であること。

これは、これからの江田島市が住みよいまちであるために欠かせない条件であると認識しております。

市民の皆様が、健康で輝きながら生活を送ることができる江田島市を目指し、引き続き、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、4点目、「人のつながり・縁づくり」についてでございます。

「本市への来訪の促進」についてでございます。

市内外に対し、ホームページやSNS、メディアなどを活用した情報発信を行うことで、伝えたい情報を周知するとともに、本市のよいイメージの構築を図ってまいります。

また、体験型観光イベント「えたじまものがたり博覧会」や、カキ祭り・花火大会などの各種イベントを開催するとともに、現在、取り組んでいる文化財散策マップを完成させることで、本市への来訪を促進してまいります。さらに、企業人材や地域おこし協力隊を引き続き登用するなど、市内観光の牽引役である江田島市観光協会の運営を支援してまいります。

次に、「多様な人材の活動促進」についてでございます。

市民の皆様の思いを形にする取組として、地域提案型事業への補助を行うとともに、地域で共に暮らす外国人市民との交流を推進いたします。

また、都市圏在住の外部人材である地域おこし協力隊について、観光分野に新たに1名を登用することで、様々な人材による地域の活性化を促進してまいります。

次に、「本市との縁の深化」についてでございます。

本市との縁を創出し、その縁を紡いでいくために、ファンクラブ組織を活用した交流や、体験型修学旅行の受入れなどに取り組むとともに、本市に関心を持ち、移住や事業進出を検討される方に向け、移住交流拠点施設フウドを活用した移住相談・人材交流や情報発信を行ってまいります。

また、本市と、企業版ふるさと納税制度を活用し、本市を応援してくださる企業とのマッチングについて、コーディネート業務を新たに外部委託いたします。

我が国全体で人口減少が進展する中においては、本市との縁があり、応援し、関わりを持ってくださる方の存在は、地域の活力ある未来を描くために大変重要になってまいります。本市と様々な方の縁を新たに生み出し、また縁をより強固なものにすべく、取組を進めてまいります。

次に、各施策を横断的に貫き、支える共通の視点についてでございます。

まず、「DXの推進」についてでございます。

行政内部の基幹業務システムや戸籍システムの全国標準化・共通化に向けた改修や、AI解析を活用した農地利用状況調査を実施するとともに、市公式LINEにより、住民票や所得証明書等を発行請求できるサービスを開始いたします。また、スマートフォン教室や幼児へのプログラミング教室など、デジタル技術が活用できる人材の育成にも取り組んでまいります。

我が国は人口減少社会の到来を迎え、様々な分野で担い手不足が顕在化しつつあります。従来のマンパワーによる対応のみならず、デジタル技術による対応という選択肢を備えるべく、技術の導入に取り組むことで、将来の地域社会の円滑な運営を確保してま

います。

次に、「暮らしの基盤整備」についてでございます。

これは、地域の暮らしを支える機能に関するものであり、その取組分野は多岐にわたっております。

重点項目で述べたものを除く関連施策について、分野ごとに御説明いたします。

まず、教育・文化部門についてでございます。

市内小中学校の施設整備や維持管理、図書館・スポーツ施設の管理運営などを行うとともに、市美術展による文化・芸術振興、イベント開催によるスポーツ振興などに取り組んでまいります。

次に、産業・観光部門についてでございます。

農道や林道、雨水排水施設などの農業用施設や、漁船係留施設などの水産業振興施設の維持管理を行ってまいります。また、指定管理者制度により、「海辺の新鮮市場」を運営してまいります。

次に、福祉・保健部門についてでございます。

生活困窮者や障害者の自立支援を行うとともに、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員による相談や見守り活動を実施いたします。

また、在宅当番医制度などにより、救急患者を適切な医療機関で受入れできる体制を確保するとともに、新たに成年後見中核機関を設置し、制度利用の円滑化を図ってまいります。

さらに、市内介護事業所による非常用自家用発電設備の整備を支援し、災害など、非常時に対応可能な施設づくりを進めてまいります。

次に、生活・環境部門についてでございます。

不燃ごみの最終処分場である環境センター、し尿等の汚水処理を行う前処理センター、可燃ごみを集約するリレーセンターなどの環境関連施設の維持管理を実施してまいります。

なお、葬斎センターについては、火葬炉の更新を実施いたします。

また、家庭一般廃棄物の収集運搬や海岸漂着ごみの清掃、下水道区域外等への合併処理浄化槽の設置などを引き続き実施してまいります。

さらに、人権啓発プランに基づく啓発活動などに取り組んでまいります。

次に、安全・安心部門についてでございます。

生命・財産を守るために必要な情報を適宜適切に伝達するとともに、状況の逼迫する災害対策本部の運用効率の向上を図るため、防災行政無線の更新整備を含めた防災情報システムの再構築に関する工事などを実施してまいります。

また、防災訓練の実施や防災資材の補充・整備に取り組むとともに、迷惑電話防止機能付電話機の購入補助や、防犯外灯の整備など、消費者保護や防犯に関する取組を実施いたします。

さらに、消防本部における火災予防や救急救命活動、消防団活動の運営などに取り組んでまいります。

次に、基盤部門についてでございます。

昨年度、実施した路面性状調査に基づき、劣化状況に応じた市道の修繕を拡充実施するとともに、インフラ施設等清掃員を増員いたします。また、河川、急傾斜施設、漁港・港湾施設、下水道施設、公園の維持管理を実施してまいります。

住宅については、市営住宅の維持管理や大規模改修などを行うとともに、地域の空き家について、適正な管理に向けた取組を進めてまいります。

さらに、公共交通に関する運航確保に向けた支援を行うとともに、2隻目となる市所有船の新造に関する公募を改めて行い、船舶の更新を図ってまいります。

また、地域の集会施設について、再編整備を進めてまいります。

次に、地域部門についてでございます。

地域づくりの拠点施設である市民センターや各地区の集会施設を管理運営してまいります。

なお、その他の取組として、令和7年度を始期とする第3次江田島市総合計画の作成に、引き続き取り組んでまいります。

地域の暮らしは、道路や上下水道、ごみ処理、公共交通などの社会インフラや医療福祉、危機管理などの暮らしのセーフティーネットといった社会的な基盤の上に形成されております。

これらは、あるのが当然のものとして、日々の暮らしにおいて意識されることが少ない分野かもしれません。しかしながら、これらは地域の暮らしを支える根幹であり、欠かすことができない機能でございます。

市民の皆様の暮らしを支える機能の確保と適切な運営について、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

次に、「市制施行20周年に係る事業の実施」についてでございます。

令和6年11月1日をもって、本市が市制施行20周年を迎えることを受け、各種の記念事業を実施してまいります。

まず、令和6年10月に記念式典・記念行事を開催するとともに、市内で開催する各種行事やイベントなど、20周年を記念した取組を、年間を通じて実施してまいります。

また、市民の皆様自らが実施する20周年を記念する取組への補助を行ってまいります。

本市は、江田島町、能美町、沖美町、大柿町の4町の合併により誕生いたしました。

現在の我がまち江田島市は、先人たちの20年間に及ぶ様々な努力により築かれたものでございます。市制施行20周年が、市民の皆様祝福されるとともに、これまでのまちづくりに思いをはせ、次なる節目に向かって歩み出す契機となるよう取組を進めてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症への対応、原油高、物価高への対応」についてでございます。

令和6年度においては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を活用し、水道料金の4月検針分の減免を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症、原油高、物価高については、日々その対応が変化するものでございます。これらについては、その時々状況を踏まえつつ、必要な対策を積極

的かつ機動的に講じてまいります。

令和6年度は、第2次総合計画の最終年度となります。

また、市制施行20周年を迎え、新たな10年に向けて歩み始める節目となる年でもあります。

合併以降、江田島市は、様々なまちづくりの取組を進めてまいりました。しかしながら、やはり人口減少、特に若い世代の減少が、本市のまちづくりにおける大きな課題であり続けています。

次なる10年で目指す将来像や、そのための施策は、第3次総合計画を作成する過程で整理してまいりますので、令和6年度当初予算においては、厳しい財政状況にあっても、今、取り組んでおくべき事項を盛り込んだところでございます。このため、今回の予算は、「次なる10年を見据えた予算」と名づけたと考えております。

明治23年、1890年11月3日、帝国ホテルは、近代日本経済の父と称される渋沢栄一先生を初代会長として迎え、近代国家を目指す日本の迎賓館としての役割を担って誕生いたしました。

約130年の歴史を持つこのホテルのホームページには次の言葉が載っています。

「帝国ホテルの歴史は単なる時間の積み重ねではありません。脈々と受け継がれてきた伝統を何よりも大切に、その一方で、その時代その時代の変化を感じ取り、ひらめき、先見性のあるサービスや体制をいち早く導入してきました。変えるべきものを変え、変えてはならないものを守る、長年の歴史における様々な岐路に置いて、私たちはその選択を常に繰り返してきました。」まさに、まちづくりにも通じる言葉であると思います。

これまで申し上げたように、我々は今、次なる10年間のまちづくりの指針となる第3次総合計画を作成しております。

将来の安心で幸せな暮らしを築くため、時代の変革や現状に即応して、変えるべきものはちゅうちょなく変え、大切にすべき島の自然や恵み、伝統、温かな人々の営みなど、変えてはならないものを守る。こうした思いを胸に、市民の皆様と一緒に、これからも一步一步着実にまちづくりを進めてまいります。

市にとって、市民の皆様にとって何が最善かという価値判断の下、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」の実現に向け、引き続き全力で取り組む決意を申し上げ、新年度の予算説明とさせていただきます。

これで、私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒永光志君）　これで、市長施政方針を終わります。

日程第39　　議案第1号～日程第48　　議案第10号

○議長（酒永光志君）　この際、日程第39、議案第1号　令和6年度江田島市一般会計予算から、日程第48、議案第10号　令和6年度江田島市下水道事業会計予算までの10議案を一括議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま一括上程されました、議案第１号から議案第１０号までの令和６年度の各会計の当初予算案について御説明いたします。

まず、議案第１号　令和６年度江田島市一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６３億１，０００万円と定めるものでございます。

先ほど、私が施政方針で述べましたものが、この一般会計の当初予算の中に網羅されております。

続きまして、議案第２号から議案第９号までは、令和６年度江田島市国民健康保険特別会計予算をはじめとする８つの特別会計予算の提案、議案第１０号は、企業会計予算として、令和６年度江田島市下水道事業会計予算の提案でございます。

内容につきましては、これから慎重かつ十分な御審議をいただくとともに、何とぞ適正なる御判断、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題としました、議案第１号　令和６年度江田島市一般会計予算から議案第１０号　令和６年度江田島市下水道事業会計予算までの１０議案については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、各常任委員会への所管事項別に各分科会へ分割付託し、休会中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君）　御異議なしと認めます。

よって、本１０議案は、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中の審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、次回は２月２９日午前１０時に開会しますので、御参集願います。

本日は、御苦労さまでした。

（散会　１４時５５分）